

正常作動検査の代替手段及びその実施に関する要件

(1) 販売状況について

輸入国・中古利用される国（以下、「輸入国等」という。）において、1つ1つの使用済み電気・電子機器が中古品として販売されること及びその事実が客観的に確認されること

- ① 輸入国等における輸入者・修理業者・小売り販売業者の名称、責任者、住所、電話番号が確認されていること
- ② 輸入国等における取扱い状況について、定期的な確認が行われること

(2) 修理について

リユースできない場合、輸入国等において確実に修理可能であること（大幅な修理が必要な場合については除く）

- ① 輸入国等の修理業者がどのような修理を行うかを輸出者が確認していること
- ② 環境上適正な方法で修理が行われること

(3) 日本への返送について

リユース及び修理（大幅な修理を除く）ができない場合、日本に持ち帰る仕組みが確立されること

- ① 関係国において廃棄物処理が行われることなく、一定期間内に日本に確実に返送されること
- ② 日本へ返送すべき機器の発生状況及び日本への返送状況が輸出者に確実に報告される仕組みとなっていること

(4) 検証方法について

代替手段の実施状況が容易に検証されうること。また、検証を可能にするために必要なデータを記録すること。

(5) 実施可能性について

代替手段の提案者がそれを実施するための十分な能力を有していること。

なお、本要件は、次の考え方に基づいてまとめられたものです。

代替手段及びその実施に関する要件の考え方

- ✓ 正常作動検査は、我が国から輸出される使用済み電気・電子機器が、輸入国等において確実にリユースされ、これら機器が不適正に処理されることを回避するため、「その機能、効用を有すること」を輸出前に検査するものである。
- ✓ したがって、正常作動検査を実施しない場合は、これに代わる方法（代替手段）の実施により、輸入国等において、使用済み電気・電子機器がリユースできない場合、当該機器の一部又は全部が廃棄物として、不適正に処理されることを回避する必要がある。
- ✓ 代替手段は、透明性があり、かつ容易に検証可能な方法であることが求められる。また、バーゼル条約及びバーゼル法の輸出規制の実効性の向上に資するものであり、かつ、国際的な理解（特に輸入国の理解）を得られるものである必要がある。
- ✓ 代替手段は、バーゼル条約において、「E-waste の越境移動に関する技術ガイドライン」（E-waste ガイドライン）が採択されるまでの暫定的な措置^{注）}であり、環境省及び経済産業省は、随時見直しを行い、廃止も含めて、適宜必要な変更を行う。

注） E-waste ガイドラインには、使用済み電気・電子機器を中古品（非廃棄物）として取り扱う場合の判断に係る項目が盛り込まれており、その目的及び要素は、中古品判断基準と同一のもの。同ガイドラインは、バーゼル条約の次回締約国会議（COP12。平成 27 年 5 月開催予定）での採択に向けて議論が行われており、その採択後は、国際的なガイドラインとして共有されることとなる。